

鳥取県と電業協会の工事担当者の意見交換会

日 時 令和5年10月30日（月）13時30分から

場 所 鳥取県庁 議会棟 3階 第12会議室

一般社団法人 鳥取県電業協会

鳥取県と電業協会の工事担当者の意見交換会（令和5年度）

- 1 日 時 令和5年10月30日（月）13時30分から
2 場 所 鳥取県庁 議会棟 3階 第12会議室
3 出 席 者

・鳥取県（14名）

総務部	総務課	係 長	西 本	正 臣
	営繕課	課 長	下 田	悟
		参 事	川 口	新 二
		参 事	山 下	哲 也
		課長補佐	加 藤	孝 徳
		課長補佐	衣 笠	伸 一 郎
		課長補佐	井 上	克 人
		係 長	清 水	裕 詞
		電気技師	安 部	拓 郎
東部建築住宅事務所		係 長	小 林	亮 志
中部総合事務所環境建築局		参 事	有 馬	義 明
	建築住宅課	電気技師	樋 口	一 太 郎
西部総合事務所環境建築局		課長補佐	安 達	哲
	建築住宅課	係 長	森 山	敏 明

・(一社)鳥取県電業協会（6名）

会 長			岡 本	安 量
工事管理担当者他				
永興電業(株)			山 本	淳
山口電業(株)			中 口	敦 雄
新陽電気(株)			寺 地	建 志
松田電工(有)			松 田	武 志
事務局			太田垣	順

- 4 協会からの意見要望 「別紙」
- 5 県からの議題 「別紙」

(令和5年度) 鳥取県と電業協会の工事担当者の意見交換会 意見・要望事項

項 目	内 容
① 指示書、変更書類等について	発注指示書の添付資料(図面等)の作成は発注者で行っていただきたい。
② 提出書類の決裁について	協議書・承諾書の提出後、決裁がなかなか完了しない。数週間も放置される場合もあり、ワンデーレスポンスを心掛けていただきたい。回答に時間がかかるものは、その旨を通知していただきたい。一定の期間(2週間程度)が過ぎたものについては、決裁が行われたものとして欲しい。
③ 定例会議について	基本オンライン会議でお願いしたい。移動時間の削減、議事の記録(録画)、パソコンを使用して行えるので、必要資料もすぐに用意、検索できる。
④ 遠隔臨場の導入	希望する工事については、遠隔臨場を採用できるようにして欲しい。遠隔で立会いをしてもらえれば、双方の移動時間、待機時間が減り、感染症が予防できると思う。 (遠隔臨場の具体例: 材料搬入、段階確認)

<p>⑤ 電線管の付属品について</p>	<p>現在、鋼製電線管等の価格が非常に値上がりしている。それに伴い、付属品もものすごい値段になっている。屋外の厚鋼配管は通常のカップリングではなく、ネジ無し防水カップリングを使用してほしいという要望も以前あり、それを使用すると本体の何倍の値段にもなる。見積りの段階で付属品ではなく、必要個数をみていただきたい。</p>
<p>⑥ 働き方改革について</p>	<p>来年度より、建設業の働き方改革が適用される。人材不足、残業時間の抑制により、より一層、工事書類簡素化による業務負担の軽減をお願いしたい。</p> <p>※「国土交通省の工事書類適正化の手引き」（別添資料）に準じていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○照査結果により発生した書類作成は、発注者の責任により実施。 ○施工計画書の工事内容は、設計図書の工事数量総括表の写しで可。 ○変更施工計画書は、重要な変更がある場合に新たに作成。 ○週間予定表の作成は不要。 ○関係官公庁協議は、届け出後の書類提示のみ。 ○地元協議は、発注者の役割分担とする。 ○監督職員が立ち会った場合は、臨場写真の添付不要。 <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は段階確認、確認・立会のために新たな資料を作成する必要はない。 ・監督職員等が段階確認に臨場した場合、受注者は監督職員等の立会い状況写真を添付する必要はない。 ○安全訓練実施記録等の提出は不要。 ○工事履行報告書に、実施行程表の添付は不要。 ○出来形管理・品実管理の総括表、一覧表、工程能力図、ヒストグラムは作成不要。 ○写真管理 <ul style="list-style-type: none"> ※監督職員等の立会の状況を、確認するための写真撮影は不要。 ※下記の場合は写真の撮影を省略できる。 <ol style="list-style-type: none"> ①品質管理写真について、公的機関で実施した品質証明書を保管する場合

	<p>②出来形管理写真で、完成後測定可能な箇所については、出来形管理状況の判別できる写真を工種毎に1回撮影し、後の撮影は省略する。</p> <p>③監督職員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。</p> <p>○支給材料、貸与品及び工事現場発生品</p> <p>※支給品及び貸与品の要求については、書面で取りかわす必要はない。受領又は借用後に、受領書又は借用書を監督職員を通じて発注者に提出すればよい。</p> <p>○工事検査時の確認資料</p> <p>※工事検査の書類は、工事施工の各段階で作成するものであり、支払いに係わる書類(請求書等) 以外は、検査のために作成する必要はない。</p> <p>※日々管理している資料は、検査のために再度の整理、作成(清書等)の必要はない。</p> <p>※工事概要説明は、受注者が資料を作成する必要はない。</p> <p>○工事書類の二重納品防止</p> <p>※検査職員は、不要な書類の提出は求めない。受注者は、不要な書類は作成しないこと。事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外。</p> <p>○工事書類の二重提出(電子と紙)はしない、させない。</p> <p>○マニフェストは提示のみ、コピーは必要ない。</p> <p>○下請引き取り検査</p> <p>※下請引取検査(完成、毎月)の状況写真等は不要。</p> <p>○品質証明書には、品質証明に関する試験成績報告書や製品カタログ等の書類を添付する必要はない。</p> <p>○図面の修正(発注図、完成図)</p> <p>※前回工事や工事範囲外などの図面修正は不要。発注者が修正し、受注者へ提供することを徹底する。</p> <p>○作成不要書類を添付しても工事成績では評価しない。書類の見栄えが工事成績に影響することはない。</p>
--	--

令和5年度 鳥取県と鳥取県電業協会（担当者）との意見交換会（鳥取県からの質問等）

項 目	意 見	回 答
1 国、市町村工事について	<p>県は働き方改革の取組みとして、情報共有システム、週休2日及び建設キャリアアップシステムを推進しているところですが、その他の取組み（ICT等）を県以外の国及び市町村工事で経験されていましてらご所感をお聞かせいただけますようお願いいたします。今後の参考にさせていただきますと思います。</p>	

働き方改革に向けた取組みについて

総務部（各総合事務所環境建築局及び東部建築住宅事務所を含む。）が発注する営繕工事において推進する情報共有システムの活用及び週休2日促進を対象とする工事について、令和6年度以降は次のとおり見直しを検討しています。

1 情報共有システム活用

現行		見直し（案）
各工事A級は活用必須 それ以外は、受注者希望	→	各工事A、B級は活用必須 それ以外は、受注者希望

2 週休2日促進

現行		見直し（案）
発注者指定：各工事Aクラスのうち、発注者が指定したもの。 受注者希望：上記以外で受注者が希望したもの。 いずれの場合も、4週6休以上が達成できた場合、それぞれの単価で変更契約を行う。	→	すべての工事を対象とする。ただし、発注者が相応しくないと判断したものは対象としない。

理由：令和6年4月以降建設業に、時間外労働の上限が適用されるため。